

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 精神医療適正化促進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2545)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,953 千円 (前年度予算額：3,678 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,678	0	0	0	0	0	0	0	3,678
要求額	3,953	0	0	0	0	0	0	0	3,953
決定額	3,953	0	0	0	0	0	0	0	3,953

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・精神保健福祉法第38条の6により、精神科病院に対して実地指導及び審査を行い、本法の制度の適正な運用を確保し、患者の人権に資する目的で年1回実施してきた。法改正等に伴い、運用方法の確認及び指導を引き続き行っていく必要がある。
- ・県民から相談のあった精神障がい者や、退院してまだ不安定な時期にある精神障がい者やその家族を支援するために家庭訪問を実施し、再発予防等を行い、地域での生活を支援している。
- ・精神保健福祉法による通報対応等、危険を伴う業務を行うため、適切な支援方法を学び資質向上を図る必要がある。

(2) 事業内容

- ・措置入院患者の病状実地審査、精神科病院実地指導、精神保健福祉法に基づく通報の調査等に係る事務費及び資質向上のための研修受講。
- ・在宅の精神障がい者への家庭訪問指導及び退院に向けて環境整備のための家族や関係機関への連絡調整を実施。
- ・精神保健指定医の指定医証交付事務 (平成27年度から国から権限移譲)

(3) 県負担・補助率の考え方

県負担のみ

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	63	研修会講師
旅費	1,104	業務旅費、費用弁償
消耗品	1,079	事務用品
燃料費	160	公用車の燃料
会議費	10	研修会お茶
印刷製本	480	措置入院等の記録用紙
役務費	497	通信運搬費
使用料	150	指導調査での高速道路使用料
負担金	410	研修会参加費用等
合計	3,953	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

精神科病院の現地指導、審査は都道府県が行うこととなっている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

精神科病院に入院する者の適正な医療と処遇の確保を図るとともに、精神保健福祉の向上及び精神障がい者の人権擁護を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

措置入院患者等の適正な医療と処遇確保のための事業であり、目標値を設定することになじまない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

毎年、県内精神科病院に実地指導及び審査を行い、入院患者の適正な医療及び処遇の確保を確認し、精神保健福祉の向上と人権擁護を図っている。

精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、家庭訪問支援を行い、悪化防止を図っている。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

精神科病院の職員が、精神保健福祉法について理解し、法に基づいた医療と処遇に努めることの必要性の意識が定着してきた。

精神障がい者の急性増悪や再入院を予防している。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	入院患者の適正な医療及び処遇の確保を確認し、精神保健福祉の向上と人権擁護のため必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	精神科病院の職員が、精神保健福祉法について理解し、法に基づいた医療と処遇に努めることの必要性の意識が定着してきた。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	精神保健福祉法に基づき実施しているため効率性は保たれている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 引き続き、精神保健福祉の向上と人権擁護のために継続していく。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き、精神保健福祉の向上と人権擁護のために継続実施。 また地域の精神障がい者が、症状が悪化することで、地域で生活する上で支障が起きないように、地域で安心して生活できることを目的に、個別に家庭訪問支援を行い、受診支援や生活指導等を行う。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

